

## こどもの巣立ち見守り事業生活相談業務（里親等）委託仕様書

### （適用範囲）

第1条 この仕様書は、こどもの巣立ち見守り事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4の4の事業に係る業務委託の仕様を示すもので、これによりがたい場合又はこれに記載のないものについては別に定める。

### （業務の実施方法）

第2条 本業務の実施方法については、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、生活相談支援担当職員を配置し、福島県との委託契約締結後、10日以内に業務実施計画届を提出すること。
- (2) 生活相談支援担当職員は、実施要綱第3の2に定める対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。
  - ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
  - イ 自立支援に対する理解があり、知事が適当と認めた者
- (3) 受託者は、事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。ただし、受託者の業務に支障がない場合は、既存の設備を供用して差し支えない。
  - ア 相談室
  - イ 実施要綱第3の2に定める対象者が集まることができる設備
  - ウ その他事業を実施するために必要な設備
- (4) 受託者は、委託契約期間内に生活相談支援担当職員が変更となった場合には、速やかに生活支援担当職員変更届を提出すること。
- (5) 受託者は、業務の支援内容について支援記録票に記録し、支援の充実に努めるよう配慮すること。
- (6) 受託者は、委託期間内に本仕様書第3条に定める支援の総数が年間30回以上となることを目標に実施すること。なお、目標に達しない場合は、県に状況を報告し承認を得ること。

### （業務の支援内容）

第3条 委託業務の支援内容については、次のとおりとする。

- (1) 退所を控えた者に対する支援
  - ア 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。
  - イ 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。
  - ウ 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
  - エ 入所施設等と連携の下、実施要綱第3条に定める対象者との関係性を深めるとともに、実施要綱第3の2に定める対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。

オ 入所施設等に赴いて退所を控えた者の自立に向けた支援を行うこと。

カ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

(2) 退所後の支援

ア 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

イ 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

ウ 実施要綱第3条に定める対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

エ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

(留意事項)

第4条 本事業の実施にあたっては、以下の各号に留意するものとする。

(1) 里親等へ委託中または委託を解除された者への支援を中心として事業を実施すること。

(2) 前号の規定に関わらず、施設等へ措置等を受けている者または措置等を解除された者からの相談等を受けた場合には、里親等へ委託中または委託を解除された者に対する支援と同等の対応を行うこと。